

「小松市立地適正化計画」を改訂しました。

都市再生特別措置法の対象区域となるため、

- ・ 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅地の開発等
- ・ 都市機能誘導区域外で誘導施設の開発等

を行う場合には

これらの行為の着手する日の **30 日前までに市への届け出が必要です。**

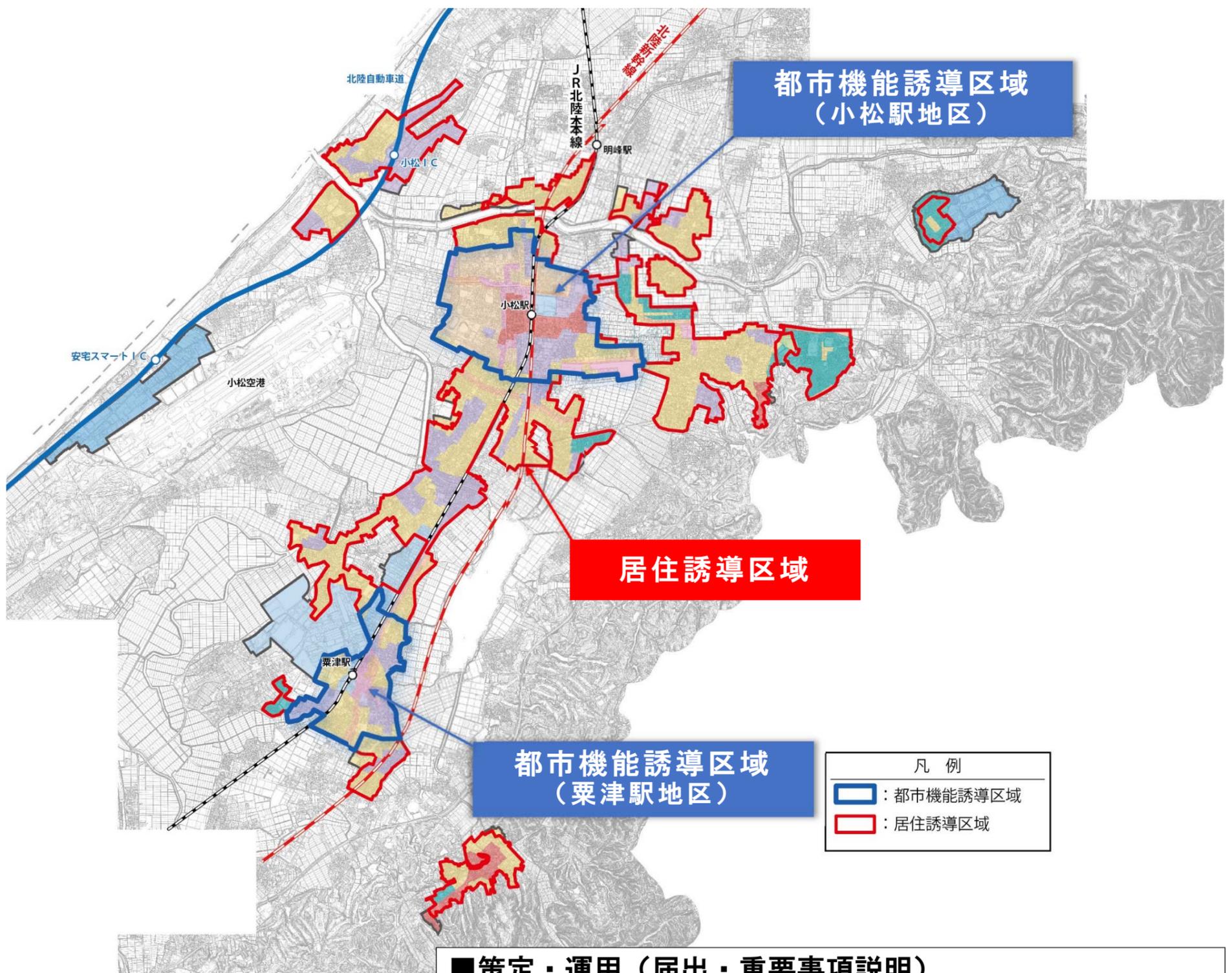
宅地建物取引における **重要事項説明**の対象となりますのでご注意ください。

今後の人口減少や少子高齢社会に対応したまちづくりを行政、民間、住民が一体となって取組むため平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画が創設されました。

小松市においても、都市機能の維持・充実による魅力や賑わいを創出し、都市を持続可能なものとするために「小松市立地適正化計画～都市機能誘導区域編～」を策定し、平成29年3月31日に公表しております。

今回、住宅と居住に関わる医療、福祉、商業施設等の生活サービス施設がまとまって立地するよう、長い時間をかけながら緩やかに誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを推進するため、新たに「居住誘導区域」を設定し「小松市立地適正化計画」を改訂し、平成31年3月29日に策定・公表しました。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域配置図



■策定・運用（届出・重要事項説明）

都市機能誘導区域 2017年3月31日(策定)

居住誘導・都市機能誘導区域 2019年3月29日(改訂)

■お問い合わせ先

小松市役所 都市創造部まちデザイン課

電話：0761-24-8100